

豊田市幼児給食費給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が令和6年4月から実施する幼児給食費無償化に伴い、豊田市在住の小学校の就学年齢に満たない子どもの保護者（以下「保護者」という。）が負担する幼児給食に要する経費（以下「給食費」という。）を予算の範囲内において補助することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子育て支援の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼児給食 3歳児以上の小学校就学前子どもに対し実施する給食をいう。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される幼稚園において満3歳以上の小学校就学前子どもに対し実施されるものを含む。
- (2) 教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条の認定を受け、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を利用する子どもをいう。
- (3) 施設等利用給付認定子ども 法第30条の4の認定を受け、法第30条の11第1項に規定する子ども・子育て支援施設等（第3号に規定される施設は、法第7条第10項第4号に掲げる施設に限る。）を利用する子どもをいう。
- (4) 認可外保育施設等利用児童 児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設を利用する子どもをいう。
- (5) 多様な集団活動事業の利用児童 法第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、豊田市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱に基づく施設等を利用する子どもをいう。
- (6) 豊田市給食センター等 豊田市学校給食センター条例（昭和42年条例第2号）に定める施設及び市が委託契約により締結した給食事業者

(給付金の内容)

第3条 市長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市に住民票を有しており、かつ現に居住している、教育・保育給付認定子ども、施設等利用給付認定子ども、

認可外保育施設等利用児童、多様な集団活動事業の利用児童が、施設を利用し、幼児給食にかかる給食費を当該児童の保護者が負担した場合、その給食費の全部又は一部を交付する。

(給付の対象者)

第4条 この要綱による給付金（以下「給付金」という。）を受けることができる者は前条に規定する子どもと生計を一にする同居の保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 豊田市給食センター等の給食の提供を受ける施設に就園し、次のアからウに掲げる事由のため、給食を停止し、持参した弁当を飲食している。ただし、施設が指定する弁当持参日は対象外とする。

ア 食物アレルギー等、健康上の理由

イ 宗教・信条上の理由

ウ 学校の長期休業期間中、給食が受けられない園に通園

(2) 豊田市給食センター等の給食の提供を受けない施設に就園又は施設を利用し、幼児給食の給食費を保護者が負担している。ただし、施設が指定する弁当持参日は対象外とする。

2 前項の要件を満たさない者であっても、市長が必要と認めるときは、交付対象とすることができる。

(対象期間)

第5条 この給付金の対象期間は、4月1日から9月30日までを第1期、10月1日から翌年3月31日までを第2期とする。

(給付金の額及び算定方法)

第6条 給付金の額は、給食費相当額とし、給付金の額及び給付金の算定方法は、それぞれ別表のとおりとする。

(給付金の申請)

第7条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊田市幼児給食費給付金支給申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、第5条に規定する各期別に、あらかじめ指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 第4条第1項第1号ア又はイのいずれかに該当する者は、事前に豊田市幼児給食停止・再開申出書（様式第2号）に関係書類を添えて、就園する園に提出しなければならない。

- 3 同日に複数の園を利用している場合、給食費を負担する1施設のみ申請することができる。
- 4 やむを得ない理由により、申請期間を過ぎた場合でも、施設を利用し、給食費を負担している事実がわかる場合は、利用の翌月1日から起算して2年間について申請することができる。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対しては、豊田市幼児給食費給付金交付決定通知書（様式第3号）により通知し、交付をしないと決定した者に対しては、豊田市幼児給食費給付金不承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(給付金の交付)

第9条 第8条の規定に基づき給付金の交付を決定した後、市長は、決定した給付金を速やかに交付するものとする。

(取消し)

第10条 市長は、交付決定者について次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 給付対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正行為により給付金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行うときは、豊田市幼児給食費給付金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(返還)

第11条 市長は、前条の規定により給付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期間を定めて返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、幼児給食費無償化の廃止に伴い、その効力を失う。

別表（第6条関係）

区分	内容								
1 給付基準額	月額 4,400円								
2 交付要件	<p>施設利用時間中の給食費（昼食）を対象とする。ただし、法第19条第1号の認定を受ける児童、及び法第30条の4第1号の認定を受ける児童について、以下の場合は対象外とする。</p> <p>①幼稚園又は認定こども園で小・中学校の長期休業期間中で、預かり保育を利用する児童</p> <p>②幼稚園又は認定こども園が小・中学校の長期休業期間中で、登園日と指定する日</p>								
3 日数の算出方法	<p>給付額の算定に用いる日数は以下に基づいて算出する。</p> <p>①第4条第1号に該当する場合 登園した日のうち、該当する事由により給食を注文していない日数</p> <p>②第4条第2号に該当する場合 登園した日のうち、給食を注文した日数あるいは弁当を持参した日数</p>								
4 給付額の算定方法	<p>①上記3により算出した月ごとの日数に応じて、下表のとおり算定する。</p> <table border="1" data-bbox="435 1037 1099 1223"> <thead> <tr> <th>算定日数</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6日未満</td> <td>支給なし</td> </tr> <tr> <td>6～10日</td> <td>給付基準額の半額</td> </tr> <tr> <td>11日以上</td> <td>給付基準額</td> </tr> </tbody> </table> <p>②第4条第2号に該当する場合で、利用する園又は保育施設において1月当たりの給食費を定額で設定している場合は、上記3②によらず、定額で支払った額と給付基準額を比較し、低い方の額を給付額とする。ただし、給付基準額の半額以上の額とする。</p> <p>③2か所以上の施設を利用し、保護者が給食費を負担している場合、施設ごとに上記に基づき算定した額を合算した金額と給付基準額を比較し、低い方の額を給付額とする。ただし、同日において重複して利用した施設がある場合は、主となる利用施設のみ算定する。</p> <p>④申請者が国又は地方公共団体の負担において、この給付制度以外による給食費の全部又は一部の給付又は補助（以下、補助制度という。）を受けた場合は、補助制度による支給額をこの給付制度による給付額から除くものとする。これにより給付額がマイナスになる場合は、給付しない。</p>	算定日数	給付額	6日未満	支給なし	6～10日	給付基準額の半額	11日以上	給付基準額
算定日数	給付額								
6日未満	支給なし								
6～10日	給付基準額の半額								
11日以上	給付基準額								

【口座振込依頼書】

豊田市幼児給食費給付金の支払が決定された場合は、次の金融機関口座へ振込みを依頼します。

※振込先金融機関口座確認書類(通帳の写し等)を必ず貼付してください。

口座振込 依頼書	金融機関名		支店名		金融機関コード・支店コード	
	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所		金融機関 コード(4桁)	
					支店コード (3桁)	
	口座種別		口座番号(7桁)		口座名義人カナ(申請者名義の口座に限る)	
<input type="checkbox"/> 1 普通 <input type="checkbox"/> 2 当座						

振込先金融機関口座確認書類

写し 貼付

(例)通帳の表紙及び表紙をめくったページの写し、キャッシュカードの写し 等

【市内こども園・幼保連携型認定こども園・幼稚園】

対象月及び日数

園名(施設名)	
対象児童名	

【記入方法】対象者:園を利用し、①又は②の理由で弁当を持参した児童。

- ① 食物アレルギー等の事由により、登園した日のうち、給食を停止し、弁当を持参した日数を記入。(注3)
- ② 小・中学校の長期休業期間中、園利用者が規定人数に満たないことで給食配送ができず、弁当を持参した日数を記入。(注3)

(注)

- 1 給食が注文がされている場合は、弁当持参であっても対象外となります。
- 2 園が指定する弁当持参日は対象外。
- 3 小・中学校の長期休業期間中のうち、春季・夏季期間はこの期間の保育を利用した方のみ(利用時に、教育・保育給付認定の2号認定又は施設等利用給付認定の2号認定を受けている人に限る)。
- 4 複数の施設を利用し、それぞれの施設で給食を食べている場合は施設ごとに申請が可。申請内容を合算し、支給基準内の額とする。ただし、同日に2施設を利用した場合は主となる1施設で申請してください。(重複申請不可)

以下に記入後、施設長の証明を受けてください。

【支給基準】11日以上:4,400円・6日～10日:2,200円・5日以下:0円

注意)①又は②に記入してください。(重複記入不可)

対象月	①登園し、給食を停止し、弁当を持参した日数(様式第2号を園に提出している方)	②小・中学校の長期休業期間中登園したが、給食未実施園で、弁当を持参した日数	金額
4月	日	日	円
5月	日	日	円
6月	日	日	円
7月	日	日	円
8月	日	日	円
9月	日	日	円
交付申請額※			円

※交付申請額については、市の算定方法に基づき算出するため、支給金額と異なる場合があります。

上記、記載事項について、相違はありません。

証明者 園名(施設名)

園長または代表者名

印

【市外幼稚園・認可外保育施設・企業主導型保育施設等】

対象月及び日数等

園名(施設名)

対象児童名

【記入方法】対象者:園、施設を利用し、①又は②に該当する児童。

- ① 幼稚園に通園(注1)または保育施設等を利用し、給食を注文した日もしくは弁当を持参した日数を記入。
- ② 給食費として月額定額払いをした場合はその額を記入。

(注)

- 1 幼稚園等の春季、夏季、冬季の預かり保育期間は対象外(ただし、教育・保育給付2号認定又は施設等利用給付2号認定のいずれかで保育を利用する方は対象)。
- 2 幼稚園等が指定する弁当持参日は対象外。
- 3 複数の施設を利用し、それぞれの施設で給食(昼食)を食べている場合は施設ごとに申請が可。施設ごとの申請を合算し、支給基準内の額とする。ただし、同日に2施設を利用した場合は主となる1施設で申請してください。(重複申請不可)
- 4 給食費を月額定額払いした場合、支給基準額と比較し、低い額の場合はその額を支給。

以下に記入後、施設長の証明を受けてください。

【支給基準】

- ①11日以上:4,400円・6日~10日:2,200円・5日以下:0円
- ②月額定額払い:支給基準額2200円~4,400円/月

注意)①又は②に記入してください。(重複記入不可)

対象月	① 通園もしくは施設を利用し、給食を注文したあるいは弁当を持参した日数	② 通園もしくは施設を利用し、月額定額の給食費を支払った額 <small>注)月額2,200以上が対象となります。</small>	金額
4月	日	円	円
5月	日	円	円
6月	日	円	円
7月	日	円	円
8月	日	円	円
9月	日	円	円
交付申請額※			円

※交付申請額については、市の算定方法に基づき算出するため、支給金額と異なる場合があります。

上記、記載事項について、相違はありません。

証明者 園名(施設名)

園長または代表者名

印

様式第2号（第7条関係）

豊田市幼児給食停止・再開申出書

令和 年 月 日

豊田市長 様

申請者（保護者）住所

氏名

対象児童との続柄

電話番号

私は、豊田市幼児給食費給付金交付要綱第7条により、幼児給食の（停止・再開）を希望するので、次のとおり申し出ます。

対象となる児童	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
	園名	園	学齢	歳児
区分	<input type="checkbox"/> 完全停止 <input type="checkbox"/> 一部停止 <input type="checkbox"/> 再開			
停止・再開の開始日	年 月 日 から			
停止・再開の理由				

（注）

- ・この申出書は、停止又は再開を希望する月の発注期限前までに在籍する園に提出してください。
- ・停止する根拠（例：診断書の写し等）がある場合は、この申請書に添えること。

様式第3号（第8条関係）

豊 発第 号

様

豊田市幼児給食費給付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった豊田市幼児給食費給付金については、豊田市幼児給付費給付金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定します。

年 月 日

豊田市長

印

1 対象児童

2 給付金算定期間 年 月 から 年 月

3 交付決定額 金 円

4 給付予定日 年 月 日

様式第4号（第8条関係）

豊 発第 号

様

豊田市幼児給食費給付金不承認決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった豊田市幼児給食費給付金については、豊田市幼児給付費給付金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり不承認と決定します。

年 月 日

豊田市長

印

1 対象児童

2 給付金算定期間 年 月 から 年 月

3 不承認の理由

様式第5号（第10条関係）

豊 発第 号

様

豊田市幼児給食費給付金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定をした豊田市幼児給食費給付金については、豊田市幼児給付費給付金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付を取り消します。

なお、給付金の返還がある場合は、返還期限までに返還してください。

年 月 日

豊田市長 印

1 対 象 児 童

2 給付金算定期間 年 月 から 年 月

3 取 消 日 年 月 日

4 取 消 理 由

5 返 還 金 額